

白鷹町空家等対策計画

本町の空き家は、平成28年度調査で452件を把握し前回調査から80件増加しました。そこで町では、平成27年に全面施行となった空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、白鷹町空家等対策協議会を設立し、空家等対策計画(案)の検討、パブリックコメントの実施を経て、本計画を策定しました。今後は、基本方針に基づき具体的な施策を展開していきま

■計画の趣旨

町民の安全を守り、安心した生活環境を確保するため、空家等対策の推進に関する特別措置法第6条第1項の規定に基づき、本町における空き家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、「白鷹町空家等対策計画」を定めます。

■空家等対策の基本方針

(1)所有者等による管理の原則

第一義的に所有者等が自らの責任により適切に管理することが原則である。

(2)特定空家等の増加の抑制

空き家等の管理の徹底や利活用等の相談窓口等を所有者等に周知する。さらに、町外からの移住希望者に対し情報提供を行い、空き家等を活用する取り組みを推進する。

(3)計画の期間 平成28年度から平成32年度までの5年間

(4)計画の対象地区 白鷹町全域

■空き家等対策の具体的施策

(1)特定空家等の対策

- ・ 実態調査等に基づくデータベースの整備
- ・ 特定空家等の認定
- ・ 特定空家等に対する法的措置

(2)利活用可能空き家対策

- ・ 特定空家等の解体支援
- ・ 白鷹町空き家バンク事業
- ・ 空き家管理サービス事業
- ・ 移住・定住ホームページ
- ・ 空き家相談窓口の開設
- ・ 住宅リフォーム総合支援事業
- ・ 木造住宅耐震診断・改修支援

【問い合わせ】

企画政策課コミュニティ推進係

☎ 87-0830



各種計画を策定しました

白鷹町公共施設等総合管理計画

町では、厳しい財政状況や人口減少による公共施設等の利用需要の変化などの課題に対応するため、公共施設等の現状と課題を整理し、将来のあり方に関する基本方針を定める「白鷹町公共施設等総合管理計画」を策定しました。

■計画期間

平成29年度から平成38年度までの10年間

■対象施設

「公共施設」町が所有するすべての施設

「インフラ資産」道路、橋りょう、上水道、下水道

■基本方針

今後の人口減少等による公共施設等の需給バランスの変化に対応するとともに、地域の実情にあった将来のまちづくりを進めるため、次の5項目を基本方針として定めます。

- ①施設総量の縮減
- ・ 施設の廃止・統合等
- ・ 既存施設の効果的な活用による新規整備の抑制
- ・ 未利用資産の売却等

②施設の複合・多機能化

- ・ 施設の大規模修繕や更新に併せて目的の異なる施設を集約
- ・ 機能複合化による効率的な維持管理(経費削減)

③長寿命化の推進

- ・ 事後保全から予防保全への転換
- ・ 計画的な改修によるライフサイクルコストの縮減と財政負担の平準化

④民間活力の導入

- ・ 耐震化の推進
- ・ 災害時の拠点としての機能確保

⑤広域連携の推進

- ・ 相互利用や共同処理等による更新費や維持管理コストの縮減

導入

今後は、この基本方針に基づき施設ごとの個別計画の策定を検討していきます。

【問い合わせ】

総務課防災管財係

☎ 85-6122